

8 市保有情報の公開と個人情報保護

現状と課題

市保有情報および自己情報に対する関心の高まりから、情報公開請求については年間400件、自己情報開示請求については年間250件をそれぞれ超える請求が行われており、いずれも近年増加傾向にあります。

市では、平成13年にそれまでの「西宮市公文書公開条例」を「西宮市情報公開条例」へと改正しました。情報公開請求に対する公文書の公開率は約98%（文書不存在を除く）であり、開かれた市政を推進するため「原則公開」の趣旨のもと、行政情報の適正な提供を行っています。

平成15年の「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の制定に伴い、本市でも「西宮市個人情報保護条例」の全部改正を行いました。個人情報の漏えいや悪用などによる被害が社会問題となっている一方で、災害時等に援護を必要とする高齢者などの個人情報の共有の必要性が注目されており、個人情報保護制度の正しい運用が求められています。

「公文書館法」によって自治体は、歴史資料として重要な公文書等の保存および利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされており、市の保有する歴史的に価値ある文書の活用が求められています。

基本方針

西宮市情報公開条例と個人情報保護条例を遵守し、行政が保有する情報の適正な取り扱いを徹底するとともに、アカウントビリティ（説明責任）を果たすため、市保有情報の公開に積極的に努めます。

主要な施策展開

（1）公文書公開制度の適切な運用

市の諸活動を市民に説明する責任を果たし、より一層の信頼確保と市民参加を進めるため、公文書公開制度の適切な運用に努めます。

（2）個人情報の適切な管理

より一層の市民の信頼を得るため、個人情報を適切に管理するとともに、災害時等に援護を必要とする高齢者などの個人情報の共有などについて、個人情報保護審議会等の検討を通じて、制度の適正な運用を図ります。

（3）歴史資料の保存・活用

過去の市の施策や歴史を解明する基礎資料である公文書等を市民共有の財産として広く収集・保存し、市民や研究者の利用に供するなど活用を図るため、公文書館を整備します。

（4）統計データの有効活用

国勢調査をはじめとする各種調査を適正に行うとともに、ホームページや統計書などを通して、結果をわかりやすく公表し、市民の市政への理解を深めるとともに、客観的な統計データが各種施策や事業に活用されるよう取り組んでいきます。

まちづくり指標

< 指標の考え方 >

情報公開制度、個人情報保護制度の適切な運用と市民への制度の定着を計る目安として、情報公開、自己情報開示請求件数を指標とします。

重点	指標名	単位	現状値（H18）	目標値（H30）	指標方向
	情報公開・自己情報開示請求件数	件	609	800	
		式	-		
	H30目標値の設定理由	近年の動向を参考に設定			